

(参考) 用地補償総合技術業務費積算基準 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>第1 略</p> <p>第2</p> <p>1 及び2 略</p> <p>3 業務費の積算</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各構成費目の積算</p> <p>1) 直接人件費</p> <p>本文及び①から⑥-4まで 略</p> <p>⑥-5 機械設備補償額算定書の照合</p> <p>機械設備補償額算定書の照合は、表9-5-1の区分によって行うものとする。</p>	<p>第1 略</p> <p>第2</p> <p>1 及び2 略</p> <p>3 業務費の積算</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各構成費目の積算</p> <p>1) 直接人件費</p> <p>本文及び①から⑥-4まで 略</p> <p>⑥-5 機械設備補償額算定書の照合</p> <p>機械設備補償額算定書の照合は、表9-5-1の区分によって行うものとする。</p> <p><u>ただし、調査対象となる工場等に設置されている機械設備状況が次の各号のうち2以上該当すると認められる場合には、区分を1ランク上げることができるものとする。</u></p> <p><u>(例 機械設備BをCとする)</u></p> <p><u>イ 機械設備の数が標準的(作業員が安全上心配なく作業できる)工場より多い。</u></p> <p><u>ロ 配管、配線の系統が複雑(クロスしたり分岐、集合している)かつ多い。</u></p> <p><u>ハ 自動(ロボット)化された機械が比較的多い。</u></p> <p><u>ニ プラント(原材料を投入すれば製品または半製品となる)化機械(装置)が多い。</u></p> <p><u>ホ 規模の大きな機械が多い。</u></p> <p><u>ヘ 特殊な機械が多い。</u></p> <p><u>ト 製品等の多種品の製造装置を持っている。</u></p> <p><u>チ 受電契約電圧が6,000V以上である。</u></p>

表 9-5-1  
以上表 略

	ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ハ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車両部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車両製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ハ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

表 9-5-1  
以上表 略

	ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ハ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車両部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車両製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ハ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等
機械設備E	<u>機械設備Dに掲げる業種のうち、④-5機械設備補償額算定書の照合のただし書きに該当すると判断されたもの</u>

各区分の直接人件費の積算は、表 9-5-2 により行うものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- イ 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- ロ 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械施設本体の設置面積を加算するものとする。

各区分の直接人件費の積算は、表 9-5-2 により行うものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- イ 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- ロ 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械施設本体の設置面積を加算するものとする。

表 9-5-2  
以上表 略

		600㎡未満	技師 B	-	1.56	1.56人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	-	0.70	0.70人	
			技師 A	-	1.35	1.35人	
			技師 B	-	1.79	1.79人	

注 略

表 9-5-3  
機械設備 A の場合

機械設備の 面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備 B、C及びDの場合

機械設備の 面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30

以下表 略

⑥-6 及び⑥-7 略

⑥-8 立竹木補償算定書の照合  
本文 略

表 9-8-1

※ 「庭木等」の「判断基準」欄の「A 観賞樹」中の記載を以下のとおり改める。

観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。

表 9-5-2  
以上表 略

		600㎡未満	技師 B	-	1.56	1.56人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	-	0.70	0.70人	
			技師 A	-	1.35	1.35人	
			技師 B	-	1.79	1.79人	
機械設備 E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	二	0.70	0.70人	
			技師 A	二	1.52	1.52人	
			技師 B	二	2.04	2.04人	

注 略

表 9-5-3  
機械設備 A の場合

機械設備の 面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備 B、C、D及びEの場合

機械設備の 面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30

以下表 略

⑥-6 及び⑥-7 略

⑥-8 立竹木補償算定書の照合  
本文 略

表 9-8-1

※ 「庭木等」の「判断基準」欄の「A 観賞樹」中の以下の記載を改める。

観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、生垣用木、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。

表 9-8-2 及び 表 9-8-3 略

⑥-9 から ⑪まで 略

(3) から (6) まで 略

表 9-8-2 及び 表 9-8-3 略

⑥-9 から ⑪まで 略

(3) から (6) まで 略